

議案第 57 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市立人権文化センター条例(平成14年羽曳野市条例第14号)第8条に規定する羽曳野市立人権文化センター運営審議会の委員の報酬等を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市
条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市いじめ問題再調査委 員会委員及び羽曳野市いじめ 問題再調査委員会専門委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	

」を

「

羽曳野市いじめ問題再調査委 員会委員及び羽曳野市いじめ 問題再調査委員会専門委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日額 7,000 円	
羽曳野市立人権文化センター 運営審議会委員	日額 7,000 円	上記に同じ

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市いじめ問題再調査委員会委員及び羽曳野市いじめ問題再調査委員会専門委員	学識経験者 日額 20,000 円 その他の委員 日額 7,000 円	上記に 同じ	羽曳野市いじめ問題再調査委員会委員及び羽曳野市いじめ問題再調査委員会専門委員	学識経験者 日額 20,000 円 その他の委員 日額 7,000 円	上記に 同じ
羽曳野市立人権文化センター運営審議会委員	日額 7,000 円	上記に 同じ			
省略			省略		